

江東区新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）について

1 概要

- ・ 「江東区新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「区行動計画」）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策の基本的方針、区が実施する選択肢となる対策等を定めた計画（2014年11月策定）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応の課題や関係法令の改正等に基づく、政府行動計画（2024年7月）の改定や、東京都行動計画の改定（2025年7月）を踏まえ、区行動計画の改定を行う。
- ・ 前回委員会での報告以降、「江東区新型インフルエンザ等対策有識者会議」（2025年12月）における学識経験者（感染症、社会機能）への意見聴取、東京都への意見照会を経て、区行動計画（素案）を作成した。

2 区行動計画の目的

（1）感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保するとともに、流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要な患者への適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

（2）区民生活及び区民経済に及ぼす影響を最小となるようにする

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行う。
- ・ 業務継続計画の作成・実施等により、医療提供業務又は区民生活・経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

3 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするため、国、都、区、医療機関、事業者、区民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、江東区一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び区民経済を維持する。

4 計画の基本的な考え方

（1）平時の備え

- ・ 人材育成、定期的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等の実施
- ・ 区と区民、国や都、医療機関、事業者との情報共有、リスクコミュニケーション等の体制整備や取組の推進
- ・ 感染症法等に基づき、関係機関と連携して、感染症発生時の医療・検査を迅速に行う体制の確保

（2）有事の迅速な初動対応

- ・ 国や都等と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、関係機関と共有
- ・ あらかじめ定められた手順により、直ちに区一体となった初動体制を立ち上げ、区民の生命及び健康を守るための緊急かつ総合的な対策の実施

(3) 区民生活・経済を守るバランスの取れた対策の実施

- ・ 急速な感染拡大による社会的影響を緩和するため、まん延防止の取組を適切に実施
- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施

5 改定の主なポイント

(1) 幅広い感染症への対応

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症だけでなく、その他の幅広い感染症を念頭に置き、複数の波も来ることも想定

新型インフルエンザ等	
新型インフルエンザ等感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ ・ 再興型インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス感染症 ・ 再興型新型コロナウイルス感染症
指定感染症	当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速にまん延するおそれがあるもの
新感染症	全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定

(2) 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- ・ 発生段階を3期（準備期・初動期・対応期）に分けて対策を整理
- ・ 対策項目を7項目から13項目に拡充し、内容を精緻化
- ・ 新型コロナ対策で課題となった項目（水際対策、治療薬・治療法、検査等）を新設

現行計画	改定素案 ※下線部は新項目として追加
①サーベイランス・情報収集 ②情報提供・共有 ③区民相談 ④感染拡大防止 ⑤予防接種 ⑥医療 ⑦区民生活及び経済活動の安定の確保	①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> ⑤ <u>水際対策</u> ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨ <u>治療薬・治療法</u> ⑩ <u>検査</u> ⑪ <u>保健</u> ⑫ <u>物資</u> ⑬区民生活及び区民経済の安定の確保

- ・ 横断的視点：①人材育成、②国や東京都等との連携、③DXの推進

(3) 実効性確保のための取組

- ・ 区行動計画に沿った取組を推進するとともに、実施状況を毎年度確認
- ・ 概ね6年ごとの政府行動計画の見直し検討の状況等を踏まえ、必要に応じて改定

6 各対策項目の考え方及び主な取組

区行動計画の主な対策項目である13項目は、それぞれの項目が関連していることから、一連の対策として実施するとともに、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策の切り替えを円滑に行い、新型インフルエンザ対策の目的が実現できるよう対策を講ずる。

7 今後のスケジュール（予定）

- 令和8年 3月 パブリックコメントの実施（3月21日号区報）
 6月 第2回定例会本委員会への計画（改定案）の報告
 7月 計画改定・公表